

## 生活保護法による指定介護機関の指定申請 及び介護扶助の取り扱いについて

平成 21 年 2 月  
青森県健康福祉政策課

### I 指定申請について

#### 1 介護保険法と生活保護法の介護サービスは別制度

- ① 生活保護受給者に介護サービスを提供する場合は、介護保険法による事業所の指定(許可)だけでなく、生活保護法による指定を受ける必要があります。
- ② 生活保護法による指定を受けていない場合、生活保護受給者に対する介護サービスの報酬を国保連に請求しても返戻となります。
- ③ 生活保護法による指定は、「指定介護機関介護担当規程」(平成12年3月厚生省告示第191号)及び「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件」(平成12年4月厚生省告示第214号)に従い、適切に介護サービスを提供できることが条件とされています。(別紙1及び2参照)

#### 2 指定申請書提出の際の留意事項

- ① 生活保護法による介護機関の指定は、介護保険法により指定を受けていることが前提となっています。
- ② 申請書の事業所名、開設者・事業者名(法人名)等は、介護保険法で指定を受けた際の正式な名称を記載して下さい。「株式会社」→「(株)」等の省略、あるいは「〇〇訪問介護事業所」→「〇〇介護予防訪問介護事業所」等、語句の追加などは行わないで下さい。
- ③ 開設者が法人の場合は、代表者の個人印ではなく、法人印を捺印して下さい。
- ④ 提出先は、事業所の所在地を管轄する福祉事務所となります(別紙3「県内福祉事務所一覧」参照)。申請書等は福祉事務所で入手できます

※県では、青森市を除く地域に所在地がある事業所の指定等を行っています。青森市に所在地がある事業所については、青森市が指定等を行っているため、書類は必ず青森市に提出して下さい。(県では指定を行っていません)

## II 変更届の提出について

### 1 変更届が必要な理由

変更届が提出されないと指定内容の変更が福祉事務所に周知されないため、誤った情報が記載された介護券が交付されることとなります。厳密には、誤った介護券は介護報酬請求の根拠とはならず、介護報酬の請求をすることができません。

### 2 変更届が必要な事例（生活保護法）

- ① 開設者・事業者（法人）の名称の変更
- ② 開設者・事業者（法人）の所在地の変更
- ③ 事業所の名称の変更
- ④ 事業所の所在地の変更

上記内容に変更が生じた場合は、生活保護法による指定を受けた事業者は、忘れずに変更届を提出して下さい。例えば、同一の法人が開設する居宅介護事業所が指定済であって、新たに介護予防事業の指定申請があった場合、その申請内容と指定済の事業所の指定内容が異なっていたため、変更届を提出してもらうという事例がありました。

なお、「開設者・事業者の名称の変更」とは、法人格に継続性がある場合に限られます。そのため、別法人に事業を譲渡した時などは「名称の変更」には当たりませんので、廃止届と指定申請書を同時に提出することとなります。

## III 廃止届・休止届・再開届・辞退届の提出について

- 1 事業所を廃止するときや、事業を休止又は再開するときも、介護保険だけでなく、生活保護でもそれぞれ廃止届・休止届・再開届を忘れずに提出して下さい。
- 2 生活保護法による指定介護機関のみを辞退することも可能です（介護保険法上の事業所としては残ります）。この場合は、辞退届を提出して下さい。

## IV 介護保険法による事業者の指定更新に伴う処理について

- 1 生活保護法による指定を受けている事業所が、介護保険法による指定更新を受けた場合は、生活保護法の指定も継続することになり、更新等の手続は必要ありません。

2 ただし、介護保険法で指定更新を受けられなかった場合、生活保護法による指定を取り消される可能性があります。

#### V 介護扶助と障害者自立支援法に基づく自立支援給付との適用関係について

##### 1 介護保険被保険者（第1号及び第2号(特定疾病)）

各保険者（市町村）が要介護認定を行います。

基本的に介護保険給付及び介護扶助が自立支援給付に優先します。

##### 2 介護保険被保険者以外の者（40歳以上65歳未満の被保護者であって、医療保険未加入の者（被保護者は国民健康保険に加入できない））

介護保険には加入できないため、福祉事務所が要介護認定を行います（実際には福祉事務所が市町村に対し要介護度判定依頼を行います）。

基本的に自立支援給付が介護扶助に優先します。

◎生活保護法では補足性の原理により、他法他施策がある場合その活用を優先することが原則となっています。したがって介護保険被保険者以外の生活保護受給者（上記2）の介護サービス利用については、当該地域で障害者自立支援法に基づくサービスが利用可能か検討し、利用できない場合又は利用できても十分ではない場合に限り、その不足分について介護扶助を適用することになっています。

不明な点があれば、保護の実施機関（福祉事務所）にご相談下さい。

生活保護法指定介護機関指定申請書

生活保護法第54条の2第1項に基づき、次のとおり指定を申請します。

備考  
この申請書の規格は、日本工業規格A4とすること。

事業所の名称							
所在地		〒					
連絡先		電話番号		FAX番号			
管理者氏名							
医療機関コード等							
施設又は実施する事業の種類 (事業の種類を記入、又は○印)	生活保護法の指定		介護保険法の指定を受けている事業				
	事業等開始(予定) 年月日	既指定の 年月日	指定等年月日	介護保険事業者番号			
居							
宅							
介							
護							
介							
護							
予							
防							
特定福祉用具販売							
特定介護予防福祉用具販売							
施設 介護	地域密着型介護老人 福祉施設入所者介護						
	介護老人福祉施設						
	介護老人保健施設						
	介護療養型医療施設						
居宅介護支援事業							
地域包括支援センター							
職員の配置状況			裏面に記載のこと				
利用定員等							
サービス費用基準額以外に必要な利用料の種類及び額							

平成 年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所  
(開設者) 氏名

印

実施する事業等の種類	職員の配置状況						利 定 用 員	サービス費用基準額以外に必要な利用料の種類及び額
	職 種							
	常勤	専従						
		兼務						
	非常勤	専従						
		兼務						
	常勤	専従						
		兼務						
	非常勤	専従						
		兼務						
	常勤	専従						
		兼務						
	非常勤	専従						
		兼務						
	常勤	専従						
		兼務						
	非常勤	専従						
		兼務						

#### 注意事項

- この書類は、知事(指定都市等市長)あてに直接又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 貴機関等が指定された場合には、告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

#### 記載要領

- 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が申請する場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者、介護予防事業者等が申請する場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 「名称」は、略称等を用いることなく、介護保険法による開設認可又は指定を受けた正式な名称を用いて記載してください。
- 「管理者氏名」は、介護保険法等の規定に基づき配置した管理者の氏名を記載してください。
- 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正してそのすべてを記載してください。
- 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回申請する事業について、該当する欄にすべてに事業の種類を記入、あるいは「○」を記載してください。なお、介護老人福祉施設については、「みなし」と記載してください。
- 「既指定の年月日」欄は、すでに本法による指定を受けている事業等につき、その指定を受けた年月日を記載して下さい。なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「12.4.1」と記載して下さい。
- 「介護保険法の指定を受けている事業等」欄は、該当する欄に介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日及び介護保険事業者番号を記載して下さい。申請中の場合は、「指定等年月日」欄に「申請中」と記載して下さい。なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「12.4.1」もしくは「18.4.1」と記載してください。
- 「職員配置の状況」欄は、各事業等ごとに、職種別に、申請時の実人員の数を記載してください。ただし、介護老人福祉施設については、職種別の区分は必要ありません。
- 「利用定員等」欄は、入院、入所(利用)定員を定めている場合に、各事業等ごとに、申請時における数を記載してください。
- 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要な利用料の額を記載して下さい。なお、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料とそれ以外が明確に区別されるように記載してください。
- 開設者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

次のとおり変更したので届出ます。

指定介護機関	番 号	
	名称（氏名）	
	所在地（住所）	
	指定を受けているサービスの種類	
変更事項	変更項目 (いづれかに○)	事業者の名称 ・ 事業者の所在地 事業所の名称 ・ 事業所の所在地
	旧	
	新	
変 更 年 月 日		平成 年 月 日
利用者の措置状況		

平成 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

届出者（事業者）

住所

氏名

印

記載要領

- 「事業所番号」は、算用数字で記載して下さい。
- 「名称」は、略称等を用いることなく、指定又は届け出た正式な名称を記載して下さい。
- 「利用者の措置状況」は、現に生活保護受給者にサービスを提供している場合、既に行った措置及び今後予定している措置を記載して下さい。
- 開設者が法人の場合には、「届出者」に法人名と共にその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印（法人印）を押印して下さい

生活保護法指定介護機関休止・廃止届書

次のとおり（休止 ・ 廃止）したので届出ます。（いずれかに○をしてください）

介護機関等指定	番 号	
	名称（氏名）	
	所在地（住所）	
休止 ・ 廃止年月日		
休止・廃止する介護サービスの種類（複数ある場合は複数記載が可）		
休止・廃止の理由		
利用者の措置状況		
再開の見通し	（休止届けの場合のみ記載してください）	

平成 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

届出者（事業者）

住所

氏名

印

記載要領

- 「事業所番号」は、算用数字で記載して下さい。
- 「名称」は、略称等を用いることなく、指定又は届け出た正式な名称を記載して下さい。
- 「利用者の措置状況」は、現に生活保護受給者にサービスを提供している場合、既に行った措置及び今後予定している措置を記載して下さい。
- 開設者が法人の場合には、「届出者」に法人名と共にその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印（法人印）を押印して下さい

生活保護法指定介護機関指定辞退届書

次のとおり生活保護法による指定を辞退します。

介護機関指定	事業所番号	
	名称（氏名）	
	所在地（住所）	
辞退年月日		
辞退する介護サービスの種類（複数ある場合は複数記載が可）		
利用者の措置状況		

平成 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

届出者

住所

氏名

記載要領

- 1 「事業所番号」は、算用数字で記載して下さい。
- 2 「名称」は、略称等を用いることなく、指定又は届け出た正式な名称を記載して下さい。
- 3 「利用者の措置状況」は、現に生活保護受給者にサービスを提供している場合、既に行った措置及び今後予定している措置を記載して下さい。
- 4 開設者が法人の場合には、「届出者」に法人名と共にその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印（法人印）を押印して下さい。



## 別紙 1

### 指定介護機関介護担当規程

(平成12年3月31日 厚生省告示第191号)

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から運用する。

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な理由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

## 別紙 2

### 生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 2 条 第 2 項の規定による介護予防の方針及び介護の報酬

平成 1 2 年 4 月 1 9 日 厚生省告示第 2 1 4 号  
改正 平成 1 7 年 厚生労働省告示第 4 4 9 号  
平成 1 8 年 厚生労働省告示第 2 9 8 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 2 条第 2 項の規定に基づき、生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 2 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号）第 1 2 7 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 1 4 5 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号）第 1 3 6 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 9 号）第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 4 0 号）第 1 1 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 4 1 号）第 1 2 条第 3 項第 3 号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 6 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 5 号）第 1 3 5 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 1 9 0 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 7 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 8 介護保険法第 5 1 条の 2 第 5 項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 9 介護保険法第 6 1 条の 2 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 10 介護保険法第 6 1 条の 2 第 5 項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

別紙3

県内福祉事務所一覧（申請書等の提出先）

事務所名 （担当課係名）	郵便番号	住所	電話番号	管轄町村 （郡部のみ）	
青森市福祉事務所 （生活福祉課）	030-8555	青森市中央一丁目 22-5	017-734-1111		
弘前市福祉事務所 （生活福祉課）	036-8551	弘前市大字上白銀町 1-1	0172-35-1111		
八戸市福祉事務所 （生活福祉課）	031-8686	八戸市内丸一丁目1-1	0178-43-2111		
黒石市福祉事務所 （生活福祉課）	036-0396	黒石市大字市ノ町 11-1	0172-52-2111		
五所川原市福祉事務所 （保護福祉課）	037-8686	五所川原市字岩木町12	0173-35-2111		
十和田市福祉事務所 （福祉課）	034-8615	十和田市西十二番町 6-1	0176-23-5111		
三沢市福祉事務所 （生活福祉課）	033-0011	三沢市幸町三丁目 11-5	0176-51-8770		
むつ市福祉事務所 （生活福祉課）	035-8686	むつ市金谷一丁目1-1	0175-22-1111		
つがる市福祉事務所 （保護課）	038-3192	つがる市木造若緑 61-1	0173-42-2111		
平川市福祉事務所 （民生保護課）	036-0104	平川市柏木町藤山 16-1	0172-44-1111		
東青地域県民局地域健康福祉部 福祉総室（保護課）	030-0801	青森市新町二丁目 4-30（県庁北棟3階）	017-734-9952		平内町、今別町、外ヶ浜町 蓬田村
中南地域県民局地域健康福祉部 福祉総室（保護課）	036-8345	弘前市蔵主町4 （県弘前合同庁舎内）	0172-35-1622		藤崎町、大鱈町、板柳町 田舎館村、西目屋村
三八地域県民局地域健康福祉部 福祉総室（保護課）	039-1101	八戸市尻内町字鴨田7 （県八戸合同庁舎内）	0178-27-5111		三戸町、五戸町、田子町、南 部町 階上町、新郷村、おいらせ町
西北地域県民局地域健康福祉部 福祉子ども総室（保護課）	037-0046	五所川原市栄町10 （県五所川原合同庁舎 内）	0173-34-2111		鶴田町、中泊町、鱒ヶ沢町 深浦町
下北地域県民局地域健康福祉部 福祉子ども総室（保護課）	035-0073	むつ市中央一丁目1-8 （県むつ合同庁舎内）	0175-22-2296	大間町、東通村、風間浦村 佐井村	
上北地域県民局地域健康福祉部 福祉子ども総室（保護課）	039-2594	上北郡七戸町字蛇坂 55-1	0176-62-2145	野辺地町、七戸町、六戸町 横浜町、東北町、六ヶ所村	

\*申請書等は事業所の所在地を管轄する福祉事務所に提出して下さい。

青森市に所在地がある事業所については、青森市が生活保護指定介護機関の指定等の事務を行っているので、申請書等は必ず青森市に提出して下さい（県では行っていません）。